

## 返戻金制度について

|                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| 入社日から起算して1ヵ月以内で退職した場合       | コンサルティングフィーの80% |
| 入社日から起算して1ヵ月を超え3ヵ月以内で退職した場合 | コンサルティングフィーの50% |
| 入社日から起算して3ヵ月を超え6ヵ月以内で退職した場合 | コンサルティングフィーの10% |

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。